

令和3年第3回九戸村議会定例会継続 決算審査特別委員会

令和3年11月18日(木)
午前10時 開議
場所 常任委員会室

◎審査日程(第8号)

- 日程第1 議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について
議案第10号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 住 民 課 長		吉 川 清 一 郎 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹 兼 水 道 事 業 所 長		上 村 浩 之 君

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

担当課からお手元に配布のとおり、資料が提出されております。資料の概要について担当課長から説明をお願いいたします。

域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） おはようございます。

まずもって、この度の農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業、受益者分担金債権の消滅時効に関し、村政の信頼を著しく失墜させてしまうこととなり、それぞれの年度の担当者共々深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止めて一刻も早い信頼回復を図るため、原因究明を進め再発防止策について検討し、事務改善報告書案を取りまとめました。

それでは、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、受益者分担金事務改善報告書の案の概要について、ご説明申し上げます。

2 ページをご覧くださいと思います。

本村の下水道事業についてですが、本村では自然環境の保全、公共用水域の水質保全を目的として、平成 6 年度からは特定環境保全公共下水道事業、平成 10 年度から農業集落排水事業に着手し、汚水を集合処理することにより生活環境の改善に努めてまいりました。

1 番の特定環境保全公共下水道事業は、平成 12 年 4 月 1 日に一部供用開始いたしました。次に、2 番農業集落排水事業は、平成 14 年 4 月 1 日供用開始いたしました。3 ページをご覧くださいと思います。

(1) の「受益者分担金とは」の下から 2 行目になりますが、「このように」の次です。下水道事業における受益者分担金制度は、地方自治法の規定に基づき、事業の実施により著しい利益を受ける者に対して事業費の一部を負担していただく制度です。

(2) 受益者分担金の賦課対象は、下水道が使用できるようになった区域の土地を対象にします。したがって、下水道に未接続な場合であっても賦課されます。

(3) 受益者分担金の額についてですが、受益者が所有する建物等一戸につき 25 万円となっており、徴収方法は 5 年に分割し徴収することとなっております。

次に、4 ページをご覧くださいと思います。

2、消滅時効についてですが、受益者分担金は、時効到来前に時効更新の手続きを行わないと分担金を徴収する権利が消滅してしまいます。

(1)「事項消滅とは」についてですが、受益者分担金の消滅時効については、地方自治法第 236 条第 1 項で定めておりますが、時効は 5 年で成立するというように規定しております。

次に (3) 時効の更新手続きについてですが、時効は次のことによって更新させることができます。

①納付又は納入に関する告知。②督促、③交付要求、④差し押さえ、⑤承認。一般的にはこの承認で時効を更新する手続きになると思いますが、債務の一部の弁済や分割納付、誓約書の提出があったときとなっております。

5 ページをご覧ください。

本村において平成 12 年度以降に発生した受益者分担金について、時効の更新手続きを行っていなかったため、消滅時効が到来し、不納欠損額が生じてしまいました。

次に、6 ページをご覧ください。

(3) 受益者分担金の消滅時効。令和 2 年度には、平成 12 年度の当初賦課から平成 24 年度第 1 期分までの消滅時効に係る不納欠損処理を行い、その金額は農業集落排水事業で 22 名 186 件、463 万円。下水道事業分で 94 名 637 件、1,591 万円。合計 116 名 823 件、2,054 万円にも上りました。もはや徴収不能となり、不良債権化した受益者分担金を、あたかも徴収可能な資産として決算計上しておくことは健全財政を運営する上で好ましいことではなく、それには適正な不納欠損処理を速やかに行うことが重要でした。

次に、7 ページをご覧ください。

消滅時効後の納付の取り扱いについてですが、消滅時効を経過した受益者分担金は、徴収する権利が消滅し、徴収することができなくなります。このため、徴収不能であるにもかかわらず、受益者分担金として時効後に納付していただいた金銭は還付することになります。なお、消滅時効後に納付があった場合でも納付後 5 年を経過すると還付できる権利が時効によって消滅してしまいます。現在、消滅時効後に納付があった受益者分担金のうち、納付後 5 年間を経過していない下記の受益者分担金について、還付加算金を加算して還付を行う予定です。

還付をする必要がある受益者分担金は、農業集落排水事業分の平成 14 年度賦課 1 期分、納付年月日は平成 29 年 1 月 19 日。還付対象金額は 2 万 5,000 円でございます。

次に、8 ページをご覧ください。

諸問題の要因分析についてですが、この度、農業集落排水事業及び下水道受益者分担金について消滅時効を経過し、多額の徴収不能な未収金を生じてしまいま

した。こうした事態を招いたのは、職員の法令知識の不足に加え、課内全体で事務に取り組もうとする姿勢が欠けていたこと。管理監督者の業務執行管理が不十分であったことなどが要因と分析しています。

1、法令知識の不足。

①本来、職員の業務は、法令等に基づいて全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する義務を負っているにもかかわらず、徴収関連の法令知識が不足し、時効成立前に時効更新の手続きを行うことなど、十分理解せず徴収及び債権保全を積極的に行おうとする姿勢が不十分でした。

②担当の職員が法令を十分理解せず、前任者からの引き継ぎに従い、前例踏襲し、「下水道に接続する際に受益者分担金を納付させれば良い」と安易に考えていたことも要因でした。

③担当の職員に対して、管理・監督するべき立場にある上司においても、法令が十分理解されておらず、担当職員の業務をしっかりとチェックし、適切な指示を行うべき役割も十分果たされておりませんでした。

次に、2番ですが、組織内での理解と協力態勢の不足。

①受益者分担金の賦課徴収業務については、1名の担当職員に任せ、多忙な担当職員の業務を課内の職員が支援するなどの協力態勢は十分機能されず、課内全体で受益者分担金の滞納管理を行おうとすることがありませんでした。

②課内の職員全体の意識としても、「下水道に接続する際に納付してもらえば良い」と安易にとらえ、滞納整理に力を入れてきませんでした。

③消滅時効後に納付された分担金は誤納金として扱われ、還付加算金を加算して、還付すべきことが十分理解されていませんでした。

④時効により徴収権が消滅した受益者分担金については、徴収することができないことや、不納欠損処理を行う必要があることを歴代の村長に対し説明した際には、納付した受益者との間に不公平が生じるとのことから、不納欠損とすることを認めてもらえず、長年不納欠損処理ができませんでした。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

今後の再発防止についてです。

受益者分担金に多額の徴収不能な未収金を生じさせたことにつきましては、さまざまな事務処理の不手際が存在したためであることを重く受け止め、二度とこうした事態を招かないように、具体的な改善及び再発防止に取り組んでまいります。

1、債権保全事務の進捗管理の徹底。

①消滅時効が成立する日が管理できるように、時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び納付誓約書の受付日等を掌握します。

②担当職員は、債権保全に係る年間スケジュールを作成し、課内全体で進捗管

理を行います。特に上司の管理監督者において進捗状況を常時把握し、進行を管理します。

③万一、業務が停滞した場合は、決して担当職員任せにせず上司である管理監督者自らが課題解決に取り組みます。

④なお、本村における現在の職員数では、下水道担当の増員は困難であることから、時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び交渉履歴等を一元的に記録しておけるような受益者分担金管理システムの導入を検討し、現職員体制でも適切な債権管理ができるようにします。

2、法令知識の習得等。

①職員が業務上必要な知識を身に付け、業務遂行能力を高めるため、各種専門研修の受講を推進します。

②研修受講後、その成果を課内で共有し、課内全体の底上げにつなげていきます。

③個々のケースで問題やトラブルが発生した際には、課内ケース会議を開催し、問題解決に向けた議論の場を作るとともに、専門家の判断を仰ぎ、課内全員で考え改善するというスタイルを構築します。

3、全庁的な情報の共有化と債権管理体制の強化。

①上記の債権保全事務の進捗のほか、他課と連携が必要な案件や、課題・対策について、全庁的にも情報を共有する機会を定期的に設けます。

②担当職員が異動の場合でも、事務引き継ぎが十分機能できるよう、引き継ぐ内容を明確に示すとともに、異動職員間だけでなく、管理監督者である上司も含め、課内等の職員の情報共有化を図ります。

③外部の弁護士等専門有識者も交えた債権管理体制を構築します。

4、村民への周知。

村ホームページにおいて、「受益者分担金事務改善報告書」を公表し、村民の皆さまへ経緯・理由等を説明するとともに、他の債権債務等についても、情報公開に努めます。

事務改善報告書案の概要についての説明は、以上となります。

○委員長（中村國夫君） ありがとうございます。

ただ今、説明をいただきました。この件について、議運では当局から改善報告書について、報告書は案になっておりますので、説明のみとさせていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

◎議案第9号から議案第10号の一括質疑

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

各委員並びに説明者の皆さんにお願いいたします。

会議録の調製に万全を期するため、発言の際には、マイクのスイッチを忘れずに入れてから発言されますようお願いいたします。

また、発言の際には、「委員長」と呼び自席番号を告げて、発言の許可を求めていただくよう併せてお願いいたします。

これから、令和3年第3回議会定例会継続の議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2件について、一括して審査を行います。

質疑ありませんか。

ございませんか。先の委員会におきましてもいろいろご質問等ございましたけれども、その後、皆さんの方でいろいろ考えてきたと思いますので、この際、ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) いろんな案とか出されました。それで、前の10日の村長の答弁のことでありますけれども、「それこそ責任ある立場ですから、それなりの気持ちをもって決裁をしたつもりでございます。」これは、行政のトップとして本当に重大な決心をされたものだと思います。

その中で、今までの事務のやり方等にいろいろな問題があったということは、明確にあったことですが、村民に対してこの決断をしたことについては、やはり、損失権というか、が使われたわけですので、それを不納欠損した、決断をしたということについての責任ある立場から謝罪の気持ちはあるのかどうかというところを私はお聞きしたいなと思っております。

○委員長(中村國夫君) 村長

○村長(晴山裕康君) ちょっと、質問自体がよく分からないのですが、責任はある立場なわけですが、今、私は。そして、その不公平が生じているということについては誠に遺憾であるというふうに思っております。

私としては、このような平成12年から続いてきた事務なわけですが、思い起こしてみますと平成16年、平成の大合併の嵐が全国的に吹き荒れた時代でございます。そして、それに伴いまして、行財政改革ということで職員数の削減等々ございまして、現在もそうですが、当時の職員数から3割ほど減らしたわけでございます。そういう中で人員が足りなかったと言ってしまうとあれでございますけれども、いずれ、適正な事務を行えないような状況であったということで、8ページのところにもございましたけれども、職員が十分な知識等を得る研修等も十分得られなかったのかなということも本当に当時の事務の流れを見ますと本当に残念な思いでございます。

私自身もあの当時、財政担当をしておったわけですが、国、県等からいろいろ

な書類の提出を求められて本当に昼夜、祝祭日、日曜日分かたず対応して、非常に大変な思いで事務を執行していたなというふうに、今、思い返しているところでございます。

本来、行政というのは、住民に対して公正、公平でなければならなかったにもかかわらず、このようなことになったということは、本当に私も残念でございますし、村民に対して申し訳ないなという気持ちは持っております。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質問ありませんか。

議案第9号、議案第10号でございます。

この際、皆さんの方から、特にあればよろしくお願ひしたいと思いますが、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようでございます。

これで、質疑を終わります。

以上をもちまして、令和3年第3回議会定例会継続の議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査が終わりました。

議案第9号から議案第10号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） お諮りいたします。

これから、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の議案2件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

議案2件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第9号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 最初に、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「委員長、2番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ただ今、議題となっております議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

初めに、農業集落排水事業は、平成14年度から供用が開始され、同時に1件当たり25万円の受益者分担金の徴収が始まりました。

また、下水道事業は、平成12年度から一部の供用が開始となり、同時に受益者分担金の徴収が始まっております。

農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計とも、これまで過去の議会による決算審議では、収入未済額はあるものの、その中に消滅時効分が含まれていることや不納欠損が必要であることは、当局から説明がありませんでした。

滞納となっている受益者分担金について、今回、不納欠損処理を行うこととなった原因は、「下水道に接続する際に納付すれば良い」との誤った運用が長期間にわたって行われ、そのために債権の保全手続きが行われないうまま5年が経過し、消滅時効による不納欠損となったものです。

村当局は、管理監督職員による指摘・指導がなされず、業務の執行管理に組織上の大きな問題があったことを深く反省するとともに、村政に対する村民の信頼を損なうこととなったことに対し、真摯に謝罪をすべきであり、そこから信頼回復へのスタートであると考えます。

決算認定に反対する理由ですが、1点目は、今回、審議対象となった令和2年度決算において、農業集落排水事業の受益者分担金が実人数21人、延べ22件で463万円。

下水道事業の受益者分担金が実人数87人、延べ94件で1,591万円。合わせて2,054万円もの不納欠損額が計上されました。

下水道受益者分担金を含む村税等の滞納が累増する中で、これらの滞納金について、債権保全などの適切な対策を講じ、滞納整理を図るとともに、行政の信頼性を確保することを目的とした「村税等滞納整理対策委員会」が設置されているにもかかわらず、課題を先送りにするなど機能して来なかったために、多額の損失となった責任は重いと言わざるを得ません。

2点目は、村民の不公平感につながる問題が生じることです。

当局から示された資料によりますと、不納欠損として計上された分担金の滞納者の資力・財力の有無について、現時点で資力・財力無しが農業集落排水事業では21人中1人。下水道事業では、87人中3人となっており、ほとんどの滞納者が資力・財力がありながら、当局の不適切な事務処理によって徴収不能な未収金となり、今回、不納欠損処理となりました。

また、分担金を納付しないで下水道に接続している件数は、農業集落排水事業

では、1件。下水道事業では15件となっております。

さらに、不納欠損となった宅地は、今後、下水道に接続する場合でも、資力・財力があるにもかかわらず、分担金の徴収ができなくなるため、分担金を納付している受益者との不公平感が生じることとなり、村当局の責任は極めて重いと考えております。

最後に、一昨日、村当局から受益者分担金事務改善報告書案が提示され、諸問題の要因分析と今後の再発防止策が示されております。

徴収不能となっていた、農業集落排水事業と下水道事業の多額の受益者分担金を不納欠損としたことの反省に立って、この教訓をどのように生かしていくかが今後の課題です。

二度とこのように不幸な事案を発生させることのないように、猛省をするとともに、村民に対し丁寧な説明を行い、信頼回復に努めるよう申し上げ、反対討論を終わります。

○委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「委員長、6番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 私は、「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論します。

本議案は、九戸村農業集落排水事業の受益者分担金の滞納者への正しい対応が行われてこなかった結果、時効となり農集排水事業に多大な欠損金を発生させることになりました。

村民の皆さまに十分な説明とともに深く反省とお詫びを申し上げなければならないことだと思います。そしてまた同時に今後においては法令に沿った適正な管理を行っていくことが必要です。

今回、提案された議案は、やむを得ない措置と考えます。村民の福祉向上を担う自治体の役割を果たすために頑張っている中で、再発の防止を図る上では、本議案に限らず行政運営の全般にわたっても十分な検討を行っていくことが必要です。仕事に対して自覚と認識を高めて取り組んでいくことが必要です。この点も強く求めて賛成討論とします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、討論はありませんか。
（「委員長、7番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

ここでの受益者分担金不納欠損は、法律に基づき正しい判断で、正常な状態に戻したこととなります。行政の仕事は、法律に基づき行われなければなりません。

過去に認識の違いから債権保全をしてこなかったことは、あってはならないことではありますが、過去に戻ることはできません。

これから、このようなことを起こさないために、受益者分担金事務改善報告書案に今後の再発防止案の提示もありました。これからは、このようなことがないように、職員には日々の仕事に力を注いでいただきたいので、認定に賛成です。以上です。

○委員長（中村國夫君） ほかに、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○委員長（中村國夫君） 着席願います。

出席委員数 11 人であります。

そのうち、承認 5 人。

不承認 5 人であります。

ただ今、報告いたしましたとおり、承認、不承認が同数であります。

したがって、九戸村議会委員会条例第 14 条の規定によって、委員長が本案に対し、裁決いたします。

議案第 9 号については、委員長は、「承認」と裁決いたします。

したがって、議案第 9 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎議案第 10 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 10 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「委員長、2 番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番、川戸茂男君

○2 番（川戸茂男君） 議案第 10 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

反対理由は、議案第 9 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算認定について」の理由と同様です。終わります。

○委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「委員長、6番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 私は、令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

本議案は、九戸村下水道事業の受益者分担金の滞納者への正しい対応が行われてこなかった結果、時効となり下水道事業に多大な欠損金を発生させることになりました。

村民の皆さまに十分な説明とともに、深く反省とお詫びを申し上げなければならぬことだと思います。

そしてまた同時に、今後においては、法令に沿った適正な管理を行っていくことが必要です。

今回、提案された議案は、やむを得ない措置と考えます。村民の福祉向上を担う自治体の役割を果たすために頑張っている中で、再発の防止を図る上では本議案に限らず行政運営の全般にわたっても十分な検討を行っていくことが必要ですし、仕事に対して自覚と認識を高めて取り組んでいくことが必要です。この点も強く求めて賛成討論とします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、討論はありませんか。

（「委員長、7番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 賛成討論です。議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

先ほど申し上げたように、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」に述べたとおりの理由で賛成いたします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

この採決は、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○委員長（中村國夫君） 着席願います。

出席委員数11人です。

そのうち、承認5人。

不承認5人であります。

ただ今、報告いたしましたとおり、承認、不承認が同数であります。

したがって、九戸村議会委員会条例第14条の規定によって、委員長が本案に対し、裁決いたします。

議案第10号については、委員長は、「承認」と裁決いたします。

したがって、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○委員長（中村國夫君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

本委員会に付託されておりました、令和3年第3回議会定例会継続の議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2件の審査を終了いたしました。

したがって、決算審査特別委員会は、本日をもって閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○委員長（中村國夫君） 以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前10時42分）